

第12回世界精神医学会横浜大会

精従懇特別フォーラム「精神保健福祉の変革」

シンポジウム II

日本における患者の人権と精神医療

座長：樋田 精一（国立精神・神経センター武蔵病院）

比留間 ちづ子（東京女子医科大学付属病院）

1984年3月に発覚した栃木県宇都宮病院における入院中の精神障害者に対する看護者による傷害致死事件は、日本において精神障害者の人権が侵害されてきたことを国の内外に明らかにした。そして1987年、精神障害者の人権を保護し精神障害者の社会復帰を促進することを目的として精神保健法が制定された。

しかし、その後15年を経過した現在もなお1958年の医療法特例通知は生きていて精神病院入院患者に対する差別的な医療が許容されている。さらに、救急を含む地域医療について医療法の改正が重ねられてきた際にも精神医療は対象外とされてきた。

その結果、精神病院の不祥事はいまだに後を絶たず、地域医療においても精神障害者は著しく差別されて不利な条件下にある。日本では、1991年の「国連原則」が今日まで遵守されていない。

シンポジウムでは、日本における精神科の患者の人権と医療の現状と問題について概要が明らかにされ、外国からの参加者を加えて活発な討論が行われた。

里見氏（弁護士）は、大和川病院不祥事件に関わってきた経験を述べ、精神保健福祉法の精神医療審査会が患者の人権を守る点で機能していない実態を明らかにし、オンブズマン制度等、精神医療において患者の人権を守る実効性のある施策を要求した。

末安氏（看護師）は、2000年、医療法の病院の基準を見直す委員会の委員であった立場から、

日本の精神病院の対患者職員比率が不当に差別されて低いことについて論じた。討論の中で、入院患者の3分の1、約10万人が「社会的」入院者であること、これらの患者を退院させる計画なしに職員患者比率を改善することは困難であることが明らかにされた。

澤氏（医師）は、彼の医療実践を報告した。約10年の間に精神病床は600から500に減少し、外来患者実数は2,000から3,500に増加した。治療とリハビリテーションサービスの統合が精神病床を減少させるためには必要不可欠であり、またそのことが可能であることをも示した。

国際「法と精神保健学会」終身名誉会長ワイスタブ Weisstub 教授は、日本の精神保健立法に関して国際的視点からコメントを行った。入院および退院のための基準が、当面の経済的配慮に左右されてはならないし、発言力を持つ既存の団体が要求するその国だけに通用するような制限に左右されてもならないと述べ、病院の内外で行われるサービスが改善されるのを促進するために活動する専門家による国際的な委員会を設立することを提案した。

文 献

- 1) Ministry of Health and Welfare 厚生省：The Mental Health Law. 精神保健法. 厚健出版，東京，1988
- 2) The United Nations General Assembly 国際連合総会：Principles for the Protection of Persons with Mental Illness and for the Improvement of Mental

Health Care. 精神疾患を持つ人々の保護と精神保健ケアの改善に関する原則. 1991
